

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 表彰の運用に関する規程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の発展、ライフセービングの普及振興に顕著に且つ持続的に貢献した個人及び団体の功績と栄誉を称え、永くその名を後世に伝えることを目的に行う表彰に関して、表彰の種類や決定、方法を明確にすることにより、円滑の運用を図ることを目的とする。

### (表彰の種類及び選定の基準)

第2条 表彰の種類及び選定の基準は、次の通りとする。

#### (1) 特別功労賞

- ① 本協会の発展に著しく貢献し、理事長が特別に認めた者。
- ② 本協会において永きにわたり役員（理事及び専門委員）を経験し、本協会の発展に著しく貢献した者。
- ③ 本協会において永きにわたり指導員としてライフセービングの普及振興に著しく貢献した者。
- ④ 本協会において永きにわたり審判員として競技会の発展に著しく貢献した者。
- ⑤ 本協会において永きにわたり認定ライフセーバー資格を保持した上で、溺水事故防止活動に貢献した者。
- ⑥ 本協会において日本代表選手として世界選手権で優勝、又は全国大会で10年間以上連続して優勝した者。

#### (2) 功労賞

- ① 本協会において役員（理事及び専門委員）を経験し、この法人の発展に著しく貢献した者。
- ② 本協会において指導員としてライフセービングの普及振興に著しく貢献した者。
- ③ 本協会において審判員として競技会の発展に著しく貢献した者。
- ④ 本協会においてライフセーバー資格を保持した上で、溺水事故防止活動に著しく貢献した者。

#### (3) ライフセーバーオブザイヤー

- ① 救命賞  
年間を通じて、溺水事故防止活動の普及、発展に著しく貢献した個人又は、団体。
- ② スポーツ賞  
年間を通じて、スポーツ活動の普及、発展に著しく貢献した個人又は、団体。
- ③ 教育賞  
年間を通じて、教育活動の普及、発展に著しく貢献した個人又は、団体。

(候補者の推薦)

第3条 候補者の推薦は、次の通り行う。

- (1) 特別功労賞、功労賞は、本協会の理事、専門委員会委員長及び専門室室長が、所定の「推薦書」によって理事会へ推薦することができる。
- (2) ライフセーバーオブザイヤーは、本協会の理事、専門委員会委員長及び専門室室長の他、本協会に加盟する都道府県協会及び加盟クラブの代表が、所定の「推薦書」によって理事会へ推薦することができる。

(表彰の決定)

第4条 表彰者の決定は、次の通り行う。

- (1) 特別功労賞、功労賞は、前項の推薦により理事会において決定する。
- (2) ライフセーバーオブザイヤーは、前項の推薦により本協会に加盟する都道府県協会及び加盟クラブによる投票で決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、本協会から賞状ならびに記念品をもって行う。

(遵 守)

第6条 受章者は、受章した後も本協会の発展及びライフセービングへの更なる寄与に努めなければならない。

(表彰の取り消し)

第7条 次の号の一つに該当する者は、表彰の称号から取り消される。

- (1) 懲役又は禁固以上の刑に処せられた者。
- (2) 本協会の名誉を著しく損ねた者。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第9条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 本規程は、2019年6月29日から施行する。

附則2 本規程は、2023年11月18日から一部改訂施行する。